

## 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画に基づく災害時における木造応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、山梨県(以下「甲」という。)が一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「乙」という。)に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号に規定するものをいう。

### (協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに前項の書面を乙に提出しなければならない。

### (協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者(以下「丙」という。)の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村の長に委任した場合は、当該市町村の長。以下、次条に同じ。)の指示に従い住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては山梨県県土整備部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、毎年1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成28年3月3日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月3日

(甲) 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県知事

(乙) 東京都中央区八丁堀三丁目4番地10  
京橋北見ビル東館6階  
一般社団法人全国木造建設事業協会  
理事長